十、山崎製パン株式会社に対する件

昭和四十五年（排）第二十七号

排除命令

東京都墨田区千歳町三丁目十五番六号

山崎製パン株式会社

右代表者　代表取締役　飯島藤十郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　山崎製パン株式会社は、その販売する「ヤマザキゴールド」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、同社が、その包装紙に「ミルク三パーセント」、「卵五パーセント」、「ビタミン$B_1$$B_2$」、「蜂蜜三パーセント」および「バター五パーセント」と表示しているが、当該商品の原料の配合比（練り合せに用いる水を除く。）は、小麦粉七十九パーセント、脱脂粉乳一・五パーセント、冷凍鶏卵二・三パーセント、蜂蜜一・五パーセントおよびショートニング三・九パーセントその他調味料等一一・八パーセントであり、ミルクおよびバターが配合されているものではなく、また、卵および蜂蜜の含有率も前記包装紙に表示された比率の半数以下にすぎず、さらに、ビタミンB_1およびビタミンB_2は、とくに、添加されているものではない旨を、すみやかに、広告しなければならない。この広告については、あらかじめ当

委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、その製造販売する食パンおよびこれに類似する商品の内容について、今後、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　山崎製パン株式会社（以下「山崎製パン」という。）は、肩書地に主たる事務所を置き、食パン、菓子パンおよび和洋菓子等の製造販売業を営む事業者である。

二　山崎製パンは、昭和三十九年頃から自社武蔵野工場などにおいて、「ヤマザキゴールド」と称する食パンを製造し販売していたが、昭和四十四年頃からは、前記商品の製造を自社横浜工場においてのみ行ない、神奈川県のうち横浜、横須賀、座間および藤沢の各地区ならびにこれらの周辺地区に販売している。

しかして、山崎製パンは、右横浜工場において製造し販売する当該商品の包装紙（別添写）に、「ミルク三パーセント」、「卵五パーセント」、「ビタミンB_1・B_2」、「蜂蜜三パーセント」および「バター五パーセント」と表示している。

三　しかるに、当該商品の原料の配合比（練り合せに用いる水を除く。）は、小麦粉七十九パーセント、脱脂粉乳一・五パーセント冷凍鶏卵二・三パーセント、蜂蜜一・五パーセントおよびショートニング三・九パーセントその他調味料等一一・八パーセントである。従って、ミルクおよびバターが配合されておらず、また、卵および蜂蜜の含有率も前記包装紙に表示された比率の半数以下にすぎない。さらに、ビタミンB_1およびB_2は、小麦粉に含有されているものであって、とくに、添加しているものではない。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、山崎製パンは、その販売しようとする商品の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者

に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあり、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十五年八月三十一日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　本橋徳男

別添写略